

平成29年度

定期監査報告書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監査委員

長野 文吉

工藤 保雄

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば、単にその財務に関する事項ばかりでなく当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果報告】

平成29年度 南阿蘇村定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

平成29年11月21日

南阿蘇村監査委員 長野 文吉

南阿蘇村監査委員 工藤 保雄

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

平成 29 年 10 月 23 日から平成 29 年 10 月 25 日まで（実質 3 日間）

審査日	曜	課 名
10 月 23 日	月	建設課・総務課・税務課・住民福祉課・環境対策課
10 月 24 日	火	復興推進課・企画観光課・人権対策課・保育所・議会事務局
10 月 25 日	水	教育委員会・農政課・健康推進課・会計課

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 平成 29 年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 平成 29 年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所長から平成 29 年度の中間期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員に説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業法第 40 条の 2 に規定を検証する方法で監査を行った。

5 監査の結果

○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種別、金融機関別に区分けされ、詳細に理解できるように仕分けされていることは、透明度の高い金銭の取り扱いを基本とする上からも特記されることである。会計処理上も適切に管理されている状況にある。基金の部門別の内訳は、一般会計＝14基金、特別会計＝7基金となっている。また、熊本地震災害の義援金、支援金の受け入れ、支払い等の管理も適正に行われていると認められる。

○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

現時点で、農林業を取り巻く環境は国の方針も不確定要因が多岐にわたっている中で、なかなか厳しい現状でもあり、担当部門に於いては難しい局面もあるようである。そんな中に於いても各分野での計画が対象者の意を解しながら適切に対処されている状況にある。現状を把握した中での組織、人材育成等で活性化を図る手始めとしての夫々の活動が今後の農業の発展につながることを期待したい。後継者不足が叫ばれる生産農家等の現状を打開するためには、国の施策等の踏襲だけでは農家の将来への展望は拓けていかないのではと考える。現時点では新規就農希望者も数件ではあるがでてきているようで、このような芽を大切に育てていくことは大事なことであり新たな視点で希望が持てるように確立されていければと願いたい。

担当課の主要事業として（補助、支援給付等）は、多部門にわたり、諸々の形で農家経営の安定を目指しての各事業が、計画から実行へと実施されている現状にあるこれが大きく実を結ぶ事を期待したい。熊本地震により被災された農家への、被災農業者向け経営体育成支援事業においては、昨年度に続き本年度113事業428百万円が予定されており、施設や農業用機械の速やかな整備により早急な営農再開が出来るものと期待される。又、地震及び豪雨により被災した農地、農農業用施設の復旧にも補助事業、村単独事業にて多額の予算が組まれているが、人手不足、資材や人件費の高騰により入札の不調、不落があり災害復旧に支障をきたしている、村外業者の入札参加等により早期の災害復旧が必要である。特に農業用水に関しては、いくつかの地区においては壊滅的な被害を受けており、早急に復旧し安定した農業再開が出来る対策が必要である。

今後、災害や後継者不足、有害鳥獣の増加等により農地、牧野、林地等の荒廃が予想される、有効な方策を検討し取り組み農業生産の回復、美しい農村景観づくりに資する必要がある。

農業委員会においては農地の売買、賃貸の許可、農地転用案件の意見具申、遊休農地の調査・指導等に関し適正に事務管理され、農業経営の合理化、安定化が図られている。

○人権対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

昨年 12 月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、広報誌による啓発活動はもとより人権相談所開設、議員・役場職員研修も実施され、継続的に啓発活動の大切さを説明、資料の配布等を通じて人権の大切さを徹底させるべく活動が行われている状況にある。人権フェスティバル等も計画されており、この様な催しを機会に多くの人達が人権問題の解決に向けて、理解を深め、お互いが学び、全ての人達が心の底から人権の尊さを自らの課題として捉え、問題解決へと繋げていけることを期待したい。一日も早い解決が出来るよう今後とも地道な活動が継続されて個々の人権が守られ、人として当然守られるべき、人権が本当に心から守られる社会ができることを願っている。

住宅新築資金等貸付金特別会計の貸付償還金返済については、多額の償還滞納額があり早急な対応が必要である。今後とも粘り強く貸付対象者への交渉を行い、理解を得ながら適切に処理されることを望む。

○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種、税の賦課、調定、徴収及び還付事務等については、調停簿等整理されており適正に処理されている。震災に伴い村税の減収が見込まれるが、課税、免除等に関しては納税者の理解を得るべく納得いく対応が必要である。

滞納者への対応については、課内にて徴収班を編成し、県、阿蘇管内市町村と連携して併任徴収業務を執行する体制になっており、今後ともねばり強く納税に対しての大切さを働きかけていくことが重要であると考え。連携して併任による徴収率向上を図る目的で、特に悪質な滞納者に対しては手順を踏み（法的な裏付けを整え）、強制的に財産、預金等の差押執行も実施しながら職務遂行が進められている。

震災に伴う家屋被害調査等もまだ再調査が残っており、苦労も多く大変だとは考えるが今後とも頑張ってもらいたいと願っている。また、震災により地盤の変動による地籍調査の座標調整が必要だが、個人の財産に関する事なので住民の理解を得られるよう慎重な対応を願う。

納税組合の奨励金についてはいろんな意見があるが、県内でも本村を含め 3 村となっており、判例等により適法ではないと思われるので廃止すべきと考える。

○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

新議場での最新システムを利用した議会運営が開始された。また、ホームページの活用等により議会に対する村民の意識（関心）も高まり傍聴者も増加の傾向との事で好ましい状況ではある。正しく理解されて村の発展に協力して頂ければと願いたい。又、研修、広報活動にも議員各位が大変熱心で、村民の議会への理解も深まっていると思われる。

○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

高齢化社会の中、(9月末で、65歳以上4,162名。その内、75歳以上2,206名で高齢化率は38.35%と前年に比較して1.9%増加)住民の健康維持、管理に大きく貢献している部門であり、介護支援や予防等の各種事例に適正に対応していく必要がある。

健康推進の面から乳幼児から高齢者まで各種の部門において相談事業、教室、予防事業、検診事業等が実施されているが、今後とも諸般の事情を克服しながら住民の健康管理、福祉の増進など計画的に住民が安心して暮らせる環境づくり、時代の変化にも対応できる条件整備等の推進に更なる活躍を期待したい。

包括支援センターは民間委託されたが、民間施設も人員不足等で厳しい状況にあり、住民が不利益を受けないように施設の指導、監督等を適時に実施していく必要がある。

国民健康保険、介護保険等の保険給付費等については増加傾向にあり、健康管理の面について関係各課との連携を密に事前の健康管理等について更なる改善、指導体制の強化に頑張ってもらいたい。

なお、医療費等の抑制に向けて国任せ国の方針のみに頼らず、長い目で見て当村に合った独自の取り組みも検討されたい。また、保険料の滞納については税務課と連携して徴収強化に努めてもらいたい。

○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

繰越事業の村道改良6路線の遂行状況は、竣工1件、工事中3件、11月発注予定1件、用地交渉が難航し凍結1件となっている。

公営住宅の維持管理は適正に行われているが、立野団地及び高野台団地は震災により被災しており、早急に修理を行い入居者の早期帰還を図る必要がある。また、災害公営住宅の建設も委託料が予算化されており、関係者の協力を得て早急に測量、設計業務を済ませ一日でも早い完成を目指して最善の努力を期待したい。

公共土木施設災害復旧事業は多くが震災関連事業だが、県事業等と協議しながら約70%の執行率であり順調に執行されている。

また、住宅使用料の未収金回収に努力されているが、財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の努力を期待する。

○保育所

おおむね適正に執行されているものと認められた。

長陽保育所も大津地区に避難していた子供達が帰って来て、白水・久木野それぞれの保育所も順調に運営がなされている状況にある。今後とも子供の成長を願っての指導を期待したい。課題として未満時の増加に対しての保育士不足が懸念されている。(10月1日現在の園児数は白水保育所124名・ちょうよう保育園105名・久木野保育所73名)

○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

戸籍係においては、マイナンバーカードの交付件数は累計687件でまだまだ周知されていないようである。郵便局での公的証明書の発行件数は、半年間で白水郵便局136件、大津郵便局210件で多く利用されている。また、本村独自の取り組みの本人通知制度は39名の登録がされており、本年度の通知件数は3件あっている。個人情報取り扱いには十分注意してもらいたい。

福祉係においては、障害者への各種給付事業、自立支援事業等が行われている。障害者や家族の心の悩みを聞き個人の人権を守り、尊重しながら安心して住める地域づくりに努めてほしい。また、震災による支援事業も社会福祉協議会に委託して地域支え合いセンターが開設され、在宅被災者や仮設、みなし仮設への訪問、相談、交流会等の活動が行われ、被災された方の大きな心の支えになっている。被災された住民全員が生活再建されるまで支援、見守りが必要である。

子育て環境の充実を目指し設置された子育て支援推進室は、現在の諸々の施策を踏まえ新たな取り組みを行い、親が安心して子供を産み、保育所、小学校と健やかに安心して子育て出来る環境づくりを期待する。上半期のすこやか出産祝い金は20名に支給されており震災の影響が減少傾向にある。

各種団体への補助金や震災に伴う生活再建支援金、災害見舞金、災害弔慰金等の支給は適正に執行されている

○復興推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

6つのむらづくり協議会が発足され地区毎の集落の再生方針や住まいの再建等についての検討、協議が行われている。震災から1年半が過ぎたが、まだまだ多くの方が避難生活をされており早期の復旧、復興、生活再建が望まれている。また、誰もが安心して暮らせる「元気なむらづくり」を実現するよう避難所、避難路、備蓄倉庫等の整備が必要である。

熊本地震の記録及び復興映像の作成、また、震災遺構の選定は被害の大きさや教訓を後世に伝えていくために大事なことである。遺構の整備・保存・活用方法等関係機関と十分検討・調整を行う必要がある。

震災により著しい被害を受けた地区集落において、コミュニティ機能の回復、活性化、人口流失対策、被災者の生活再建の集落再生を図るため集落支援員2名が採用され活動されている、生活再建へ向けて活躍を期待したい。

第1回住まい再建の個別相談会には287件の相談があった、今後も親切、丁寧な対応をお願いしたい。

震災による住まい対策として、それぞれ条件の異なる宅地等について「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」等の5つの事業が取り組まれている。国・県の補助事業と復興基金を利用した支援事業で、総額37億円超の事業費が見込まれている。一部は工事実施中であり、住宅再建に向けてその他の工事も早期の発注・完工が待たれている。

○企画観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

熊本地震により村内の観光施設は甚大な被害を受けたが、長陽大橋の開通により観光客は増加傾向にある。南阿蘇村は恵まれた水と温泉・景観と自然が与えてくれた条件を生かし、農村地域の活性化を通しての観光地づくり等、関係課と連携しながら進めてほしい。

企画部門では、再生可能エネルギーの普及促進と利活用として、地熱資源の活用と小水力発電事業及び風力発電事業に取り組んでいる。地熱資源活用の湯の谷グループは800mの地熱井掘削済で詳細調査が行われている。また、九電三菱グループは震災の影響で着手が遅れている。それぞれに有望で期待される場所である。小水力発電事業は送電設備の増強や発電事業者と九州電力との調整が必要である。また、風力発電事業は新たな事業者の誘致を進めていくところである。

南阿蘇に定住を求めて訪れる人にたいして、空き家の売買、賃貸を紹介する空き家バンクは、当初から現在まで賃貸28件、売買3件の契約が成立している。空き家の改修や家財の処分、相続等諸々の問題はあがるが、地域おこし協力隊、定住支援員等の協力を得ながら若者の移住定住を進めてもらいたい。

きらめく地域づくり支援補助金を活用して8団体が活躍中である。それぞれの活動が、村の活性化に向けて大なる成果をあげ、他の地域にも波及していけば村を訪れる観光客も益々増加することにもつながりいろいろな面での活性化にも役立つ方向に進んでいけばと期待したい。

公共交通対策として南阿蘇鉄道の全線復旧が課題であるが約70億円規模の費用が想定されている。再生協議会、活性化協議会等が結成され上下分離方式等の協議が進められているが、国や県の支援を受け将来にわたり沿線自治体の財政負担が大きくなるような取り組みを望みたい。また、ゆるっとバスについては、長陽大橋の開通により路線の見直しが行われ、肥後大津駅まで延伸されたことにより利用者の利便性も向上したと思われる。

商工観光の部門においては、熊本地震により被災した中小企業等への支援が商工会、関係機関と連携を図り適正に取り組まれている。また、各イベントや祭りも多く観光客を呼び込み震災復興に大きな励みになったと思われる。

第三セクターの形で運営されている諸々の施設は、それぞれに地域の特性を生かした分野もあり社員それぞれがアイデアを出しながら、顧客の確保に努め運営されているが、多額の指定管理料にて運営されている会社もある。また、震災の影響で約96百万の改修費が予算化されている。施設の開設目的は単に営業利益を目的としたものではなかったと思うが、3社の株式のほとんどを村が所有となった事で早期に統合し、経営の効率化を図るべきではと考える。

震災で被災した観光施設も多数あり、交通網も寸断され観光客が激減したが、長陽大橋の開通により増加傾向にある。観光協会、商工会等の関係団体との連携による観光PR、情報発信を行い、南阿蘇村の復興に努めてもらいたい。

○環境対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

熊本地震により所管の上下・簡易水道、生活排水等、甚大な被害を受け、家屋解体と併せ昼夜分かたず全力で復旧に向け職務遂行されているが、まだまだ完全復旧には時間を要する、国、県、関係団体と諸々の課題に対処してもらい一日も早い完全復旧を願いたい。

震災による公費家屋解体申請件数は729件（1086棟）で約90%完了している。所有者の都合や道路復旧待ちのため着手できない物件もある。また、解体の進捗に伴い災害廃棄物仮置き場の閉鎖も検討されている。

旧久木野地域の簡易水道事業については、震災後将来に向けての方針等が不安定な状態なので、各組合との調整を行い、一元化に向けた事業の推進に努められたい。

水道使用料未収金については、滞納者の理解を得ながら財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の努力を期待する。

生活排水処理事業では当該年度に於いては9月末現在個人設置型が、9基完成している状況にある。

農業集落排水事業は終了しているが、つなぎ込み等については、まだ継続している状況にあるので早急な対応を願いたい。

狂犬病予防注射の接種率が約70%だが啓発活動等により接種率の向上を図る必要があるのではと考える。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

教育委員会関係は学校教育、社会教育、社会体育、給食センター等、範囲も広く、夫々の部門で将来を担う若い年齢層から生涯にわたり、健康で過ごせる様にと各種の企画、イベント等が計画され実行されており益々の頑張りを期待したい。

学校部門では、村費対応支援員11名、教職員1名も雇用され充実した体制となっている。また、教育行政への震災義援金が約17百万円寄せられているが通帳及び支払い記録簿により適正に管理されている。白水地区の小学校統合にかんしては、保護者、地域の住民の方に現状等について適切な説明を行い、理解を得ながら進めることが大切だと考える。

社会教育・体育部門では、村体育協会、スポーツ推進委員会、「クラブ南阿蘇」区長会と連携して村民の健康のため各種事業が行われている。小学校の部活も社会教育に移行するようで、指導者の人材育成、確保にも努めてもらいたい。南阿蘇村球技大会は震災の影響で今年も中止になったが仕方がないと考える。来年は復興が進み全村あげて開催されることを期待したい。

また、地震により被災した公民館、神社等の再建支援事業も約40件の申請がされており適正な対応を望みたい。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

財政状況は厳しいと言われる中、平成29年度の予算も震災復興事業等諸般の計画が盛り込まれており、良好な行財政運営が出来ていると感じられる。

29年度一般会計予算は、9月補正予算までに206億4千万円計上され合併以来最大の予算となっている。

歳入は、震災の影響で個人住民税、固定資産税が前年度より約82百万減額となっている。固定資産税は震災による減免が要因となっている。減免額の75%は特別交付税により参入される。

地方交付税については、普通交付税は、合併特例債の段階的な減額や国勢調査人口の減少のより、前年度より1億4千万円減額の32億5千万円となっている。特別交付税は震災による加算があり前年度より減額するものの10億円超が見込まれている。

国県支出金については、本格的災害復旧予算が計上され、前年度から18億4千万円増の82億8千万円計上されている。地方債については、災害復旧事業債、災害対策債、公共事業等債などの災害復旧関連事業に係る借入26億2千万円、合併特例基金造成に伴う借入金14億7千万円計上されている。

歳出は、震災関連として、災害救助費38億8千万円、復興支援費9億3千万円、住まい対策費8億9千万円、農地災害復旧費8億3千万円、農業施設災害復旧費14億1千万円、公共土木災害復旧費29億1千万円、住宅災害復旧費6千万円等が計上されている。

災害復旧工事については随時発注されているが、工事発注件数が増加するに伴い不調、不落が増加している。業者不足や金額等諸々の要因があるかと思うが、近隣町村や県と対応協議しながら早急に復旧工事を行い、住民が安心して暮らせるような生活環境を築いてほしい。

新庁舎の完成により住民の利便性は向上したと思われるが、対応する職員の能力向上と技能取得も大事で、各研修会等には積極的に参加させ時代に相応した職員を育成すべきである。また、人事評価が行われているが、個々の自己評価基準の違いによりの確な評価は難しいのではと思われる、自己評価により自分を振り返らせ、反省課題等見つけることも大事かと考える。

職員の定員管理については、他自治体からの災害派遣職員が十数名いる状況では難しいと思われるが、今年度も数名の新採が予定されており中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。

防災・消防係においては、熊本震災より1年半過ぎすこしは落ち着いてきたかと思われる。今年の梅雨、台風時期には庁舎にて幹部による泊り込み警戒も行われたが不足の事態は起きなかった。消防団の視察が何件もあっているが、地震災害を経験した消防団として丁寧に対応し災害対処方法等について伝授してもらいたい。

む す び

今回の定期監査においては、平成29年度村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等についての説明を受け、現時点での概要については、順調に推移している。全体的には、前年の指摘事項についても可能な限り改善され、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められていることは総合的に評価できるが、予算の歳入、歳出の執行については、担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減につとめ、慎重な執行をお願いしたい。

昨年発生した熊本地震で、本村では、人的被害を伴う家屋倒壊、阿蘇大橋の崩落、農地、宅地の崩壊、道路、鉄道の損壊等の甚大な被害を受けたが、長陽大橋の開通、立野地区の長期避難解除、災害復旧工事の着手等で確実に復興に向けて進んでいる。一日でも早く完全復旧、復興が出来るよう行政の頑張りに期待したい。

この様な中での今回の監査であったが、それぞれの具体的な内容（数字的な面）については、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事務的内容の概要等を審査した。新庁舎の完成により各課間の連携も密になり事務の効率化も向上し、住民の利便性も向上したものと思われる。村民の付託に応えられるよう頑張ってもらいたい。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的な部分が多いので予算の執行率等数字的な表現は略することにした。

村の重要な自主財源である村税の収入割合が現時点で、震災の影響で減収となっているので更なる効果的な財政対応策を期待したい。また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門の報告欄等でも触れている様に震災復旧事業関連の工事発注状況も不調、不落が増える傾向にある、有効な対策を講じ予定された災害関連工事が早急に完了することを願いたい。

最後に、国内外の状況は何かと難しい問題を山積みになっているなか、震災からの復興には相当な時間を要すると考えられる。まだまだ先行不透明な部分が多い状況の中ではあっても、村に於いては諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを日頃から構築して今後とも透明度の高い行政運営がなされ、震災からの復興、活力ある住みやすい環境づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。